

京都府緊急事態措置延長に伴う対応について（9月10日）

国の緊急事態宣言の期間延長に伴い、京都府は緊急事態措置に基づく「外出の自粛」「催物（イベント等）の開催自粛」「施設の使用制限」等の要請を9月30日まで延長されました。

本市においても、引き続き、京都府の要請に基づき適切に対処するとともに、市民のみなさまへの啓発に努めます。

市民、事業者のみなさまには、引き続き、緊急事態措置の実施に加えて、ワクチンの早期接種の推進を始め、徹底した感染予防対策の実行、飲食機会の感染予防対策として「きょうとマナー」のご協力を重ねてお願いします。

一人ひとりの行動が感染の拡大を防ぐことに繋がります。市民のみなさまのご理解とご協力をお願いします。

期間：令和3年8月20日（金）から9月30日（木）まで
措置：これまでの対策を継続

【措置の内容】

1 外出の自粛等

（特措法第45条第1項）

- ・急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること。
- ・日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛すること。特に、20時以降の不要不急の外出を自粛すること。
- ・外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をとともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること。
- ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること。
- ・不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は極力控えること。
- ・路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

（特措法第24条第9項）

- ・医療機関・高齢者施設等における面会は自粛すること。
- ・発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えること。
- ・ワクチン接種の有無にかかわらず、正しいマスクの着用、手洗い、消毒などの基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・同居者の感染が判明し、濃厚接触が疑われる場合は、原則全員14日間自宅待機すること。
- ・公共交通機関を利用する場合、車内で会話を控えること。
- ・職場等において、体調に不安のある従業員に対する休みやすい環境づくりを推進すること。

2 催物（イベント等）の開催制限

（特措法第24条第9項）

イベント主催者等に対し、以下の要件に沿った開催を要請

【人数上限】	5,000人以下
【収容率】	収容定員の50%以内 収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）を確保
【開催時間】	21時まで
人数上限と収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度	

全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合は、事前に京都府相談窓口へ相談すること

【市が主催する催物（イベント等）の対応について】

- ・中止又は延期した催物は、別紙1のとおり

3 施設の使用制限等

（1）飲食店等への要請（特措法第45条第2項）

施設の種類	内 訳		要請内容
飲食店等	【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く） 【遊興施設】 遊興施設※（接待を伴う飲食店等）で、食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗 【カラオケ】 カラオケ店（食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていない店舗を含む）	酒類提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。以下同じ。）又は カラオケ設備を提供する場合	施設の休止
		酒類提供又はカラオケ設備を提供しない場合	営業時間短縮 5時から20時まで

※ インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、感染防止対策の徹底や入場整理、酒類提供・カラオケ設備使用の休止は要請の対象

【営業にあたっての要請事項】

（特措法第45条第2項）

- ・従業員に対する検査を受けることの勧奨
- ・感染の防止のための入場者の整理及び誘導、発熱その他の症状を呈している者の入場の禁止
- ・手指の消毒設備の設置、施設の消毒及び換気の実施
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置の周知

- ・ 正当な理由がなくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場の禁止（入場済みの者の退場を含む）
- ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等飛沫感染防止対策の実施

（特措法第24条第9項）

- ・ CO2センサーの設置
- ・ 感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）

（法に基づかない働きかけ）

- ・ 感染防止のための入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知

（２）飲食店以外の施設への要請

①入場者の整理等

（特措法第45条第2項）

- ・ 1,000㎡超の大規模商業施設の管理者等は、「人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等」（以下「入場者の整理等」という。）を行うこと。

（特措法第24条第9項）

- ・ 百貨店の地下の食品売り場等の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。
- ・ 1,000㎡超の大規模商業施設以外の施設管理者等は、「入場者の整理等」を行うこと。
- ・ 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること。
- ・ 発熱その他の症状を呈している者の入場を禁止すること。
- ・ 土日における生活必需物資のバーゲンセール等集客を目的とした催し物開催を自粛すること。
- ・ 感染防止のための「入場者の整理等」の実施状況をホームページ等で広く周知すること。

②商業施設等

施設の種類	内 訳	要請内容	
		1000㎡超	1000㎡以下
①商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター、スーパー 等	（特措法第24条第9項）	（法に基づかない働きかけ）
②遊技施設	マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター 等	・ 営業時間短縮 5時から20時まで	・ 営業時間短縮 5時から20時まで
③遊興施設	個室ビデオ店、射的場、勝馬投票券発売所 等	・ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。	・ 生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く。
④サービス業を営む施設（生活必需サービス除く）	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等		

③ イベント関連施設

施設の種類	内 訳	要請内容
①劇場、映画館等	劇場、観覧場、演芸場、映画館、プラネタリウム 等	(特措法第24条第9項) 人数上限5000人かつ収容率50%以内の要請
②集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール	21時までの営業時間短縮要請 〔ただし、イベント開催以外の場合 1,000㎡超：20時までの営業時間短縮要請 1,000㎡以下：20時までの営業時間短縮働きかけ〕 ・オンライン配信の場合は時間短縮不要
③ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
④運動施設、遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、スポーツジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、テーマパーク、遊園地 等	
⑤博物館等	博物館、美術館 等	
⑥結婚式場	結婚式場	・酒類提供・カラオケ設備の使用自粛（45条2項） ・営業時間短縮（5時から20時まで）（45条2項） （法に基づかない働きかけ） ・1.5時間以内の開催 ・参加人数50人以下又は収容率50%以内のいずれか小さい方での開催
⑦葬祭場	葬儀場	（法に基づかない働きかけ） ・酒類提供の自粛

（3） その他（特措法第24条第9項）

施設の種類	内 訳	要請内容
①社会福祉施設等	保育所、介護老人福祉施設等	・感染防止対策の徹底
②学校、大学、学習塾等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等	・部活動の自粛 ・オンラインの活用 ・学校教育活動を行うにあたって感染防止策を徹底。
③図書館	図書館	（法に基づかない働きかけ） ・適切な入場整理
④商業施設	コンビニ、ガソリンスタンド 等	・感染防止対策の徹底
⑤サービス業 （生活必需サービスを提供する店舗）	生活必需サービス（理美容、銭湯、貸衣装屋、不動産屋、質屋、獣医、クリーニング、冠婚葬祭、ごみ処理関係等）を営む店舗	・適切な入場整理 ・酒類提供・カラオケ設備の使用休止

・感染防止対策の徹底（業種別ガイドラインの遵守の徹底）を要請

【市施設の対応について】

- ・市施設の対応については別紙2のとおりとする。
なお、使用については市民限定とする。（ただし、使用申請が必要な施設に限る）

4 職場への出勤等事業者への要請

(特措法第24条第9項)

- ・ 職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人と人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ・ 職場等における感染防止のための取組（事業場の換気励行、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、職員寮等の集団生活の場での対策等）や、「三つの密」や感染リスクが高まる「5つの場面」等を避ける行動を徹底すること。
- ・ 職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。
- ・ 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践すること。
- ・ 重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

5 公共交通機関等への働きかけ

(特措法によらない働きかけ)

- ・ 地下鉄、バス等の交通事業者に対して、終電の繰上げや主要ターミナルにおける検温の実施等の協力を依頼
- ・ 事業者に対して、屋外照明（防犯対策上、必要なもの等を除く）の夜間消灯等の協力を依頼

6 学校等の対応について

- ・ 児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から、通常の授業（教科・総合的な学習の時間等）については、感染防止対策を徹底の上実施する。ただし、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い学習活動は行わない。
- ・ 通常の授業以外の活動（文化祭、体育祭などの特別活動、部活動、補習、学校説明会、PTA活動等）は原則として行わない。
- ・ 学校外の者が参加して行う授業（発表会、公開授業、交流授業等）は実施しない。
- ・ 校外での教育活動は実施しない。
- ・ 修学旅行など宿泊を伴う教育活動は実施しない。

7 丁寧な広報について

- ・ 市長メッセージの発出（ホームページ、FMいかる等）

(参考) 緊急事態措置に関する市民、事業者からの問合せ対応

【問合せ先】 京都府新型コロナウイルス ガイドライン等コールセンター

【電話番号】 075-414-5907

【開設時間】 緊急事態措置期間中は、平日・休日 午前9時～午後5時

9月13日から30日までに市が主催する催物(イベント等)について

別紙1

令和3年9月10日現在

月日	イベント等名称	緊急事態 となった場合	担当課	備考
8月20日～	綾部市マンホールカード配布	中止	下水道課	あやべ観光案内所で配布 緊急事態宣言期間中は配布休止
9月13日	もの忘れ相談	中止	高齢者支援課	
9月13日、27日	韓国語教室	中止	人権推進課	綾部会館
9月13日～28日	パソコン講座(エクセルステップアップ2)	延期	人権推進課	栗文化センター(9/13、14、17、21、24、28) 延期で調整
9月15日	税務相談	中止	税務課	緊急事態宣言が延長されなかった場合は実施
9月15日	海の京都Work&Lifeフェア2021	中止	商工労政課	
9月15日	習字教室	中止	人権推進課	綾部会館
9月16日	茶道教室、詩吟教室	中止	人権推進課	綾部会館
9月16日、30日	多田手芸教室	中止	人権推進課	綾部会館
9月17日	日本語教室・外国人相談	中止	企画政策課	
9月18日	上林川を美しくする会コンクリ作業	中止	環境企画課	
9月20日	少年少女消防クラブ活動	中止	予防課	
9月20日	高校生みらい会議	延期	定住・地域政策課	北部7市町連携事業(移住・定住部会) ※延期になれば10/3開催
9月21日	認知症カフェ(中部)	中止	高齢者支援課	
9月21日	元気はつらつ教室	中止	保健推進課	
9月24日	綾部ステッププラス継続教室	中止	保健推進課	
9月24日	日本語教室・外国人相談	中止	企画政策課	
9月25日	あいアカデミー基礎講座	延期	人権推進課	
9月26日	コーラスフェア2021	中止	文化・スポーツ振興課	主催:中丹文化芸術祭実行委員会
9月26日	子ども習字教室	中止	人権推進課	栗文化センター
9月26日	あやべde手作り市	延期	観光交流課	主催:あやべ特産館
9月27日	あやべ水源の里連絡協議会総会	延期	定住・地域政策課	あやべ水源の里連絡協議会主催
9月30日	認知症カフェ	中止	高齢者支援課	

使用を制限する施設一覧

令和3年9月10日現在

施設の種類の	施設名	使用(利用)	期間	備考	担当課
集会・展示施設	あやべハートセンター	可(時短)	9/13～9/30		市民協働課
	田野コミュニティセンター	可(時短)	9/13～9/30		市民協働課
	高津コミュニティセンター	可(時短)	9/13～9/30		市民協働課
	人権福祉センター綾部会館	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	人権福祉センター物部会館	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	人権福祉センター栗文化センター	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	宮代コミュニティセンター	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	男女共同参画センター	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	共同集会所	可(時短)	9/13～9/30		人権推進課
	保健福祉センター	可(時短)	9/13～9/30		保健推進課
	福祉ホール	可(時短)	9/13～9/30		社会福祉課
	かんばやし交流館	可(時短)	9/13～9/30		高齢者支援課
	老人憩の家	可(時短)	9/13～9/30		高齢者支援課
	I・Tビル	可(時短)	9/13～9/30		商工労政課
	市民ホール	可(時短)	9/13～9/30		商工労政課
	ものづくり交流館	可(時短)	9/13～9/30		商工労政課
	綾部工業団地・交流プラザ	可(時短)	9/13～9/30		商工労政課
	林業センター	可(時短)	9/13～9/30		林政課
	水源の里・老富会館	可(時短)	9/13～9/30		定住・地域政策課
	桜が丘1丁目コミュニティセンター	可(時短)	9/13～9/30		定住・地域政策課
	桜が丘2丁目コミュニティセンター	可(時短)	9/13～9/30		定住・地域政策課
	里山交流研修センター	可(時短)	9/13～9/30		観光交流課
	二王公園	可(時短)	9/13～9/30		観光交流課
	研修センター	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
山家城址館	可(時短)	9/13～9/30		都市計画課	
梅里苑	可(時短)	9/13～9/30		都市計画課	
中央公民館	可(時短)	9/13～9/30		社会教育課	
地区公民館	可(時短)	9/13～9/30		社会教育課	
運動・遊技施設	市民センター(あやべ・日東精工アリーナ)	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園体育館	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園第2体育館	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	総合運動公園弓道場	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	澗垣グラウンド	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	高倉公園テニスコート(第2)	可(時短)	9/13～9/30		文化・スポーツ振興課
	なかすじ児童センター体育館	可(時短)	9/13～9/30		こども支援課
文教施設	小・中学校(学校開放)	可(時短)	9/13～9/30		学校教育課
	教育集会所	可(時短)	9/13～9/30		学校教育課
	学習館	可(時短)	9/13～9/30		学校教育課
博物館等	天文館	可(時短)	9/13～9/30		社会教育課
その他	ふるさと味あやべ工房	可(時短)	9/13～9/30		農政課
	あやべ山の家	可(時短)	9/13～9/30		観光交流課
	あやべ温泉 二王館	可(時短)	9/13～9/30		観光交流課
	あやべ温泉	可(時短)	9/13～9/30		観光交流課

※施設の事務室等は原則開設しています。

※時短とは、営業時間短縮のことをいいます。